

医療法人社団碧水会 行動計画（第2回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. **計画期間** 平成25年4月1日から平成30年3月31日の5年間

2. **内 容**

目標1： 産前産後休暇や育児休業およびそれに伴い支給される給付金、育児休業中の社会保険料免除など諸制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

- ・法に基づく諸制度の内容について確認する。
- ・制度に関するパンフレットを作成し、職員が利用できるようにする。
- ・健康保険組合や日本年金機構からのお知らせを職員に周知する。

目標2： 所定外労働の削減に努める。

〈対策〉

- ・部署ごとの所定外労働時間の集計を引き続き実施する。
- ・所定外労働が常態化している部署について、意識改革を促すとともに、業務の見直し、効率化を支援する。